

公務上死亡災害の発生状況

(令和元年度認定分)

令和3年2月

地方公務員災害補償基金

第2 公務上死亡災害発生事例

(2) 石綿ばく露による被災

【事例 1 1】水道本管（石綿管）の切断や補修等の業務に従事したことによるばく露

団体区分：市町村等

職員の区分：電気・ガス・水道事業職員

死亡年齢：70歳台

災害発生年月：平成29年10月

傷病名：肺扁平上皮癌

(概 要)

被災職員は水道係職員として、水道本管（石綿管）の切断や補修等を行っていた際、大量の石綿を吸引したことにより、肺扁平上皮癌を発症した。

(安全・衛生対策)

過去に石綿作業に従事し、労働安全衛生法に基づく「健康管理手帳」が公布された地方公共団体の職員であった離職者について、厚生労働省労働基準局長が定める方法により健診を実施し、費用等は事業主が負担することとしている。

【事例 1 2】 消火活動で長年に渡る破壊活動等の業務に従事したことによるばく露

団 体 区 分：市町村等

職 員 の 区 分：消防職員

死 亡 年 齢：60歳台

災 害 発 生 年 月：平成30年9月

傷 病 名：胸膜中皮腫

(概 要)

被災職員は消防吏員として勤務していた当時、消火活動で長年に渡る破壊活動等により、アスベストを吸い込み、胸膜中皮腫を発症した。

(安全・衛生対策)

当時、空気呼吸器は消防隊員全員分が配備されておらず、屋内進入する時以外は空気呼吸器を使用せず消火活動等を行っていた。平成17年に消防庁から石綿に対する安全対策等の実施に関して通知もでており、現在では空気呼吸器又は防塵マスク等の着装が徹底されている。